

事 務 連 絡  
平成23年3月24日

各都道府県衛生主管部（局）  
免許事務主管課長 殿

厚生労働省健康局総務課  
生活習慣病対策室  
栄養・食育指導官

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う管理栄養士免許申請等に  
係る取扱いに基づく各種手続について

標記については、「東北地方太平洋沖地震の被災に伴う管理栄養士免許の申請等に係る取扱いについて」（平成23年3月24日付け健発0324第11号厚生労働省健康局長通知。以下「同通知」という。）により通知したところですが、これに基づき、同通知による免許申請等に係る各種手続については下記の通りといたしますので、適切に対処いただくとともに、関係各位へ周知方よろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1. 免許申請の添付書類に係る取扱いについて

###### （1）申請受付及び追加書類の提出について

同通知中、1.（2）の②及び③の取扱いを受ける申請者については、免許申請書の標題の先頭に「特」と朱書きで明瞭に記載（例：特管理栄養士免許申請書）させるとともに、平成23年10月31日（月）までに正規の添付書類を直接厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室栄養管理係あて郵送で提出させることとし、提出がなされた者から、順次免許証の交付手続を行うことといたします（なお、提出期限については、被災地の復旧状況により延長することも検討します。）。

つきましては、本取扱いに関する申請者向けの案内文書（別添１）を作成いたしましたので、適宜活用していただくようお願いいたします。

また、本取扱いを受ける申請者に対しては、正規の添付書類の提出に関する周知文書（別添２）も作成しておりますので、保健所等での受付時に必ず配布していただくよう併せてお願いいたします。

#### （２）登録済証明書の発行について

上記による取扱いを受けた申請者に対しては、平成２３年１２月３１日（土）まで有効の登録済証明書（別添３）を発行することといたしますので、発行を希望する場合は、登録済証明書に必要事項を記入し、受取先の住所及び氏名を正確に記載した返信用封筒と共に必ず免許申請書に添付させるようお願いいたします。（なお、被災地の復旧状況により有効期限が到来した時点においてもなお添付書類の提出が困難な場合については、別途申請の上、登録済証明書の有効期限を延長することも検討します。）。

#### （３）申請書の進達について

上記による取扱いを受けた申請書を進達する際には、進達書の氏名欄に（特）と記載していただくとともに、可能であれば通常の申請書と分けて進達していただくようお願いいたします。

### ２．住所地以外の都道府県にて受け付けた申請について

同通知中、１．（３）の取扱いにより申請を受け付ける際は、免許証交付時に申請者と連絡が取れなくなるなどの事態が生じることのないよう、申請者の住所地、居住先及び電話番号等を控えておくとともに、転居の際は転居先を必ず登録するようご指導願います。また、免許証の交付は申請を受け付けた都道府県を通じて行いますので、遠隔地の申請を受け付けた場合は、免許証の交付方法について、郵送での交付を認める等ご配慮いただくよう重ねてお願いいたします。

### ３．同通知及び本事務連絡に関する疑義照会について

保健所等申請受付窓口において、同通知及び本事務連絡に基づく申請事務に関して疑義が発生した場合は、貴職において取りまとめの上、当職宛に照会していただくようお願いいたします。

【照会先】厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室栄養管理係 担当：増田  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関１－２－２  
TEL：03-5253-1111（2344）、03-3595-2245（直通）

(別添1)

東北地方太平洋沖地震で被災された皆様に対する  
管理栄養士免許申請に関する取扱いについて

平成23年 3月  
厚生労働省健康局

### 1. 対象者

- ・ 岩手県、宮城県、福島県にお住まいの方
- ・ 岩手県、宮城県、福島県に本籍地または住民登録があり、他の都道府県にお住まいの方

### 2. 新規免許申請について

- (1) 添付書類が用意できない場合でも免許申請手続きが可能です。
- [1] 合格証書の添付を省略できます。
- [2] 戸籍謄(抄)本等に代えて、本籍地がわかる書類(パスポート、運転免許証(旧様式)、卒業証書等)の写しまたは申立書戸籍で代用できます。
- (※)
- [3] 判決謄本及び領収書(欠格事由該当者のみ)は、申立書判決謄本、申立書領収書で代用できます。(※)
- (※)については、事後に正規の書類を提出する必要があります。
- (2) すべての都道府県で免許申請手続きが可能です。
- (3) 国家試験の可否を確認できない場合は電話でお答えします。
- (Tel: 03-3595-2440)

### 3. 管理栄養士免許証を紛失された方へ

管理栄養士免許証を紛失された方に臨時の証明書を発行いたしますので、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室あてに申請を行ってください。申請に際しては、管理栄養士登録済証明書に「氏名」、「住所」を記入し、受取先の住所と氏名を記載した返信用封筒を同封してください。

<管理栄養士登録済証明書の申請先>

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室 国家試験担当

詳しくは、都道府県の管理栄養士免許申請窓口までお問い合わせください。

(別添2)

免許申請において正規の添付書類を提出できなかった皆様へ

平成23年 3月  
厚生労働省健康局

今回のあなたの免許申請については、本来添付すべき書類が不足しておりましたが、今般の東北地方太平洋沖地震における甚大な被害を考慮し、特例として受け付けることとしました。

つきましては、今回添付できなかった正規の書類について、平成23年10月31日(月)までに、下記提出先まで郵便にてお送りいただきますようお願い申し上げます。(提出期限については、被災地の行政機能等の復旧状況を考慮し、延長する場合があります。)

なお、免許証については、不足している書類が厚生労働省に到着次第、免許申請した都道府県の窓口を通じて交付することになりますので、あらかじめご了承ください。

末筆ながら、管理栄養士としての今後のご活躍を期待いたします。

提出先：〒100-8916  
東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室栄養管理係  
TEL：03-3595-2440

(注) 書類を送付される際は、封筒に「免許特例申請に関する追加書類在中」と朱書きするとともに、住所・氏名・電話番号を記載したメモを同封してください。

